

令和3年4月30日

笠縫東小学校保護者の皆様

草津市立笠縫東小学校
校長 古谷 匠

非常変災時その他 緊迫事態における非常措置について

滋賀県内の公立学校では、台風襲来等による非常変災その他緊迫状態発生、または発生のおそれのある場合、児童・生徒の登下校については、警報発令の報道をもってする下記の非常措置基準により万全を期すことになっています。下記を熟読いただき、安全確保の対応をしていただきますようお願いいたします。

記

☆ 滋賀県に「特別警報」および「暴風を含む警報」が発令されている場合

- 登校前については、子どもたちは家庭で待機させてください。措置判断の基準時刻「午前7時」に「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」および「暴風を含む警報発令中」の場合は、滋賀県内公立学校は、臨時休業となります。(テレビなどで、情報をキャッチしてください。学校からのメール等での連絡はしませんので、ご留意ください。)
- 登校後、学校にいる間に特別警報・暴風警報または暴風雨警報が発令された場合は、児童の安全を第一に対応しますが、下校の措置をとったときには、各家庭のご協力をお願いします。

※警報には「大雨警報」「洪水警報」などいろいろな種類があり、またいくつかが組み合わせられる場合があります。「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」および「暴風を含む警報」が含まれる場合のみ、県内全域に臨時休業措置をとることになります。ご注意ください。

☆ 震災など非常変災時その他緊迫事態が発生した場合

- 登校前については、子どもたちは家庭で待機させてください。
- 登校後、学校にいる間に「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」および「暴風を含む警報」が発令された場合は、児童の安全確保を最優先し、連絡メール一斉配信を通じて各家庭に連絡をとったり、下校の措置をとったりすることがありますので、各家庭のご協力をお願いします。
- 笠縫東小学校は、非常変災時その他緊迫事態が発生した場合、災害時の「避難場所」に指定されています。

☆ 学校独自で臨時休業等の措置をとる場合

特別な事情で、始業時刻を遅らせたり、臨時休業の措置をとったりする場合は、学校から連絡メールの一斉配信を通じて連絡をします。その場合は、指示に従ってください。

☆ 児童の安全確保、安全指導について

- ① 大雨、暴風、大雪等を含む特別警報・暴風を含む警報発令前、解除後、また大雨、洪水、台風、大雪などの登下校には、思わぬ危険が待ち受けています。危険箇所の点検や持ち物への配慮を十分していただき、保護者同伴、複数での登下校など、通学の安全に万全を期してください。
- ② 警報や注意報が解除されたり、雨や風がやんだりした後も、河川の増水や破損物の散乱などの危険性が残ります。遊び場や通学路の確保、遊び方などにも十分にご留意ください。
- ③ 災害や緊急事態が発生した場合の「避難のしかた」「避難場所」「安全確保のしかた」など、各家庭においても様々な場合を想定して、話し合ったり訓練をしたりしておくことが大切です。
- ④ 児童の連絡先等は、個人情報保護のため、個々に必要な最小限の範囲での公表とします。ご了承ください。
- ⑤ R3連絡メールの登録がまだの方はご協力をお願いします。(毎年更新が必要です)
詳細は4月12日付配布文書をご覧ください。ご不明な点があればご連絡ください。
- ⑥ 非常変災時や緊迫事態における学校待機や集団下校、下校時刻の変更等につきましては、「連絡メール」で配信します。また、PTA地域委員長の方を通じて連絡もいたします。

草津市立笠縫東小学校

〒525-0023 草津市平井三丁目8-1

TEL. 077-564-4391

FAX. 077-564-4337

※ この文書は、よくお読みいただき、保存しておいてください。